

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

受付印

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

整理番号

伊丹市長宛 令和 年 月 日 提出	所在地 〒	担当者 氏名 電話番号 内線	5年度 特別徴収 番号	6年度 特別徴収 番号
	個人番号又は法人番号 (お読みください)			

フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	未徴収税額 (ア)-(イ)	令和 年 月 日	※事業主及び従業員希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
生年月日	元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	円	円	円	番号を記入 1.転勤・転職 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 ※その他の理由を右欄へ記入		
個人番号	年 月 日						
住居	1月1日現在						
所	西暦						

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ 法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご連絡の上記入してください。		

② 一括徴収の場合 (未徴収税を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3.給与所得者本人が国外に出国するため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限)で納入します。
---	-----------------------	---	------------------------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②)に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～5月31日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。	
--	--

- 注意事項等
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください
 - 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入し
 - 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、可能な限り一括徴収として下さい。普通徴収の場合は別途納税管理人の届出が必要となります。
 - 毎月10日までに受理した異動届出書を反映させた税額変更通知書等をその月の下旬に送付します。

市処理欄	入力	審査

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要で、(一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は)二月第一日曜日が提出期限となります。